

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市立学校における休日の地域スポーツ活動管理運営等業務
発注課	学校教育部学びのプロジェクト担当課
選定事業者	一般財団法人札幌市スポーツ協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号 【具体的事由】 本件業務は、部活動の地域移行及び札幌市の実情に応じた持続可能な地域スポーツ活動の構築に向けて、子どもたちが地域で多様なスポーツに継続して親しめる環境整備を進めるためのモデル事業として、中学生向けに多種目体験型のスポーツ教室を実施するものである。 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」においては、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たり、地域のスポーツ協会、競技団体等の多様な運営団体・実施主体が、社会体育施設等の施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制を整備することが示されている。 一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、小学1～3年生を対象に、市内の複数のスポーツ施設を活用しながら、学校で教わるスポーツから普段体験できないスポーツまで多くの種目を経験することで、子どもの将来にわたるスポーツ活動の幅を広げることを目的とした多種目体験型教室「DO!スポKIDS」を始め、市内の子ども向けのスポーツ教室を多種目・多数運営しており、スポーツ教室運営に係る豊富な実績・経験を有している。 また、スポーツ協会は、札幌市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及・振興等のために必要な事業を行うことを目的としている団体であり、札幌市内の競技団体53団体が加盟しているなど多様な種目の指導者とのネットワークを有していることに加え、市内の多数の体育館、総合運動場等のスポーツ施設の指定管理を行っている。 以上のとおり、指導者確保のためのネットワークや、参加者の安全管理を含めた運営に関する豊富なノウハウを有し、スポーツ施設とのネットワークを生かしながら、多種目体験型のスポーツ教室を一体的かつ円滑・安全に実施することができる団体はスポーツ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、スポーツ協会との特定随意契約としたい。 </p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当